

主な変更許可の内容

1. 新規制基準への適合のための変更

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、再処理事業所の廃棄物管理施設を「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるために必要な安全対策等を追加する。

追加する主な安全対策は以下のとおり。

【設計基準】

火災・爆発対策：火災感知器の多様化、水素濃度計の設置など

地震・津波対策：基準地震動を 700 ガルへ引き上げ、耐震補強工事の実施

外部火災対策：防火帯の設置など

竜巻対策：最大風速 100m/s を想定など

2. その他の変更

- 敷地及び周辺監視区域の変更

以上